6杉並第7197号
令和6年4月26日

SODクリエイト株式会社
代表取締役社長　野本 義晃　様

杉並区総務部区政相談課長
正富　富士夫

ビデオ制作に関する事実確認について

貴社のグループ会社が制作した『□□』（貴社のホームページの紹介タイトルを引用）及びその撮影について、4月16日以後、区に対して、
「学童帰りの子供達がまだいる時間に学校が映り込むような場所での撮影はよくない」
「自転車通行可の標識が撤去されている歩道での自転車走行は法令違反」
「不特定多数の目に触れる路上での今回の撮影は、公然わいせつに該当するかもしれない。下校中の女子高校生も映っている」
など、様々な苦情・要望が届いています。

また、撮影場所付近は、学校に隣接しており、学校の保護者や近隣住民から不安の声も寄せられ、当区としても今後、警視庁への相談等も検討せざるを得ない状況であると考えます。
ついては、区民の不安等を解消するため、今回の件に関する事実関係（撮影日時、場所、撮影方法・状況など）と今後の貴社の考え方について、5月15日（水）までに回答を求めます。

【担当】
杉並区総務部区政相談課
03-3312-2111（内線1124）